

日本核酸医薬学会転載規約

最新号の学会誌の転載を希望するものは、ホームページより転載利用許諾申請書をダウンロードし、以下の手順で申請する。尚、当該年度以前の旧号については、原則、転載の許諾を必要としないが、転載先で出典を明示すること。

- (1) 転載利用許諾申請書に必要事項を記入、署名の上、コピーを E-mail に添付して日本核酸医薬学会事務局宛に申請。
- (2) 承認の諾否を検討後、結果をご連絡致します。
- (3) 発行物の場合には発刊後 1 部を事務局にお送りください。

転載の条件

- (1) 日本核酸医薬学会の許諾を得ること
- (2) 出典を明示すること
- (3) 転載部分が他の部分と明確に区別されていること
- (4) 講義などの教育目的での使用は転載の許諾を必要としない